

令和8年度 補助金等情報一覧<< まちづくり推進部 >>

番号	事業名	補助対象(者)	対象事業・助成内容(概要)	問合せ先	詳細アドレス
1	登米市住まいサポート事業補助金 (住宅取得補助金)	○下記の要件をすべて満たす方 (1)市内に住宅を新築または購入により取得し入居した転入者の方で、取得から6か月以内の方 (2)新築または購入した住宅に引き続き5年以上生活の本拠として居住する意思がある方 (3)市税等の滞納がない方及び暴力団員でない方(同一世帯に属する者を含む) (4)世帯区分Ⅰ:申請者及びその配偶者が40歳未満の世帯/世帯区分Ⅱ:世帯区分Ⅰに該当しない世帯 ※転入者とは ・定住の意思をもって登米市に転入し、市の住民基本台帳に登録された方で、取得日において転入の日から2年以内の方 ・登米市への転入前に過去1年以上登米市以外の市区町村に住所を有していた方	登米市に移住するために住宅を新築又は購入(中古住宅を含む)した方に住宅の取得に要する経費の一部を補助する。 【補助金額】 ○住宅を新築又は購入したとき 住宅本体の取得経費総額(500万円以上を対象)の10分の1 *世帯区分Ⅰ:限度額50万円 *世帯区分Ⅱ:限度額35万円 ○中古住宅を購入したとき 住宅本体の取得経費総額(300万円以上を対象)の10分の1 *世帯区分Ⅰ:限度額25万円 *世帯区分Ⅱ:限度額17万5千円 ※1,000円未満の端数切り捨て ○加算額 以下のいずれかの条件を満たす方には補助金を加算する。 ①市内工務店などの業者による新築住宅取得で10万円を加算 ②中学生以下の子ども(交付申請時)1人につき5万円を加算	登米市まちづくり推進部 まちづくり推進課 ふるさと定住係 TEL:0220-23-7331	https://www.city.tome.miyagi.jp/machi/shisejoho/ijuteju/jutakushutoku/sumaisupport.html
2	登米市移住体験参加促進事業補助金	県外に住所を有し、登米市が実施する移住体験ツアーに参加する方、または登米市移住お試し住宅を利用する方	移住体験ツアーへの参加、または移住お試し住宅の利用を目的に県外から来訪される方を対象に、交通費及び宿泊費の一部を補助する。 【補助金交付額】 ○補助対象経費 ◇交通費 ・公共交通機関を利用した場合は、居住地より登米市役所までの往復経費とする。 ・自家用車を利用した場合は、30円/kmで積算した額とする。 ・レンタカーを利用した場合は、その借上料を対象とする。 ・自家用車利用、レンタカー利用ともに、高速道路を利用した場合は、その料金も対象とする。 ◇宿泊費 ・旅館業法に規定する市内のホテル、旅館、その他の宿泊施設を利用した場合の経費とし、1泊を上限とする。 ○補助率等 補助対象経費の2分の1以内で1人当たり上限3万円	登米市まちづくり推進部 まちづくり推進課 ふるさと定住係 TEL:0220-23-7331	https://www.city.tome.miyagi.jp/machi/shisejoho/ijuteju/otameshi/taikensankasokushinjigyo.html

3	<p>登米市奨学金返還支援事業補助金</p>	<p>下記のいずれかに該当し、補助要件をすべて満たす方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市出身者で、令和5年4月1日以降に転入した方であって、転入後引き続き市内に住所を有し、申請日において市内または近隣市町村で就労している方。ただし、転入日以前6月以上の期間市外に住所を有していた方に限ります。 ・市内に住所があり、令和6年2月1日以降に大学等を卒業もしくは中退後に引き続き市内に住所を有し、市内または近隣市町村で就労している方。ただし、申請日において既に就労している方に限ります。 <p>(補助要件)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 初回の申請年度の末日における年齢が40歳未満の方 ② 奨学金の返還を現に行っている方もしくは奨学金の返還を開始する方 ③ 奨学金の返還及び市税に滞納がない方 ④ 暴力団員等でない方 ⑤ 初回の申請日から起算して5年以上定住する意思がある方 ⑥ 公務員でない方 	<p>大学等で奨学金の貸与を受けて修学した方のうち、市内に居住し、かつ就労した者に対して奨学金の返還額の一部を補助する。</p> <p>【補助金額】</p> <p>申請年度中に返還した奨学金の総額 ※1,000円未満の端数切り捨て 補助金の上限額は1年度につき18万円とする。</p> <p>【補助対象期間】</p> <p>最初の交付を受けた年度から起算して3か年度まで</p>	<p>登米市まちづくり推進部 まちづくり推進課 ふるさと定住係 TEL:0220-23-7331</p>	<p>https://www.city.tome.miyagi.jp/tourism/link/documents/syougakukinhenkan.html</p>
4	<p>登米市地域協働まちづくり事業補助金</p>	<p>市内の市民活動団体（市民活動を継続的に行う任意の団体及び特定非営利活動法人）で、次に掲げるすべての要件に該当する団体</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 市内に活動の拠点を有していること (2) 構成員が5人以上であること (3) 運営や組織に関する規約又は会則を定めていること (4) 政治活動、宗教活動又は営利を目的としていないこと 	<p>市民活動団体が実施する、地域の特色を生かす公益的な活動や地域の様々な課題を効果的に解決する事業を支援するもので、次の各号のいずれかに該当する事業。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 地域の特性を生かした個性的なまちづくりを推進する事業 (2) 安全・安心なまちづくりを推進する事業 (3) 地域の課題解決のため、早急な対応が必要と認める事業 (4) その他、市長が必要と認める事業 <p>【補助金の補助率】</p> <p>(市内で活動する団体が行う公益的な事業)</p> <p>交付対象経費の2分の1以内とし、実施期間が複数年度にわたる場合の補助率は、2年目は3分の1以内とする。ただし、上限額は単年度50万円とする。</p>	<p>まちづくり推進部 市民協働課 市民活動支援係 TEL:0220-22-2173</p>	<p>https://www.city.tome.miyagi.jp/shiminkyodo/shisejoho/machizukuri/sinotorikumi-top/kyoudounomachizukuri/shiminkyoudou/kyoudounomachizukuri_machizukuri_jigyou.html</p>

5	<p>登米市集会施設整備事業補助金</p>	<p>補助対象となる自治組織等は「自治会」「行政区」「町内会」など、またはこれらの連合体</p>	<p>集会施設の新築や購入、修繕や模様替え（バリアフリー化を含む）、増築などに要する費用の一部を補助する。</p> <p>【対象事業】</p> <p>(1) 建設事業</p> <p>ア 新築 集会施設の建設に係る本体工事、附帯工事（電気、ガス、給排水、衛生、防火など集会施設と一体をなす工事に限る。）</p> <p>イ 購入 集会施設の本体購入費</p> <p>(2) 改修事業</p> <p>ア 修繕・模様替え 集会施設の修繕、模様替えに係る本体工事（段差解消などのバリアフリー化を含む）</p> <p>イ 増築 集会施設の本体増築工事</p> <p>(3) 備品購入事業 集会施設で使用するテーブル、イス、収納台車、冷房用・暖房用機器（建物と一体となるものを除く）の購入費</p> <p>(4) 災害復旧（市の災害対策本部が設置されるなど被害が甚大であると認められる場合に限る。）自然災害により被災した集会施設を建設事業又は改修事業により原状に復旧する工事</p> <p>【補助金交付額】</p> <p>(1) 建設事業 補助金交付額は、1㎡当たり標準建築費13万8千円（購入の場合は経年減点補正率を乗じた額）に延べ床面積を乗じた額（他の補助金の交付を受ける場合は、その交付額を差し引いた額）又は実際の建設事業費（他の補助金の交付を受ける場合は、その交付額を差し引いた額）のうち、いずれか低い額の2分の1以内の額（ただし、1,000円未満は切り捨てた額）とし、上限額は1,000万円</p> <p>(2) 改修事業（改修費が10万円以上のものに限る。） 修繕、模様替え及び増築に要する費用（他の補助金の交付を受ける場合は、その交付額を差し引いた額）の2分の1以内の額（ただし、1,000円未満は切り捨てた額）とし、上限額は250万円</p> <p>(3) 備品購入事業 集会施設で使用するテーブル、イス、収納台車（テーブル・イスの収納に用いるもの。）、冷房用・暖房用機器（建物と一体となるものを除く）の購入に要する費用の2分の1以内の額（1,000円未満は切り捨てた額）とし、上限額は50万円となります。</p> <p>(4) 災害復旧 建設事業により災害復旧する場合は(1)建設事業に準ずるが、補助率は4分の3以内の額で、上減額は1,500万円 改修事業により災害復旧する場合は(2)改修事業に準ずるが、補助率は4分の3以内の額で、上限額は375万円</p>	<p>まちづくり推進部 市民協働課 市民活動支援係 TEL:0220-22-2173</p>	<p>https://www.city.tome.miyagi.jp/shiminkyodo/shisejoho/machizukuri/sinotarikumi-top/kyoudounomachizukuri/syuukaisise-tuseibihojyokin.html</p>
---	-----------------------	--	--	--	--

6	<p>若者まちづくり事業補助金</p>	<p>補助対象者は、次の(1)～(5)に該当する団体</p> <p>(1)3名以上の若者で構成されていること</p> <p>(2)市内に居住、通勤または通学している若者で構成されていること</p> <p>(3)代表者は、市内に居住する18歳以上の若者であること。</p> <p>(4)市内を活動の拠点とすること</p> <p>(5)市長が不相当と認める団体でないこと</p> <p>※若者の定義…「若者」とは、事業を実施する年度の末日において年齢が15歳以上29歳以下の者をいいます。</p>	<p>【対象事業】</p> <p>(1)市内の魅力の発掘・向上に取り組む事業並びに当該事業の実施につながる研修会及び勉強会</p> <p>(2)若者の交流の場を創出する事業並びに当該事業の実施につながる研修会及び勉強会</p> <p>【選考方法】</p> <p>事業審査委員会において、申請団体のプレゼンテーションにより、事業の採択・不採択を決定します。</p> <p>【補助金交付額】</p> <p>1事業当たり10万円上限</p> <p>【補助率】</p> <p>10分の10以内</p>	<p>まちづくり推進部 市民協働課 市民活動支援係 TEL:0220-22-2173</p>	<p>https://www.city.tome.miyagi.jp/shiminkyodo/wakamono.html</p>
7	<p>市民活動団体移動支援事業</p>	<p>補助対象は、次に掲げる全ての要件を満たす市民活動団体</p> <p>(1)市内在住者の構成員が5人以上であること</p> <p>(2)市内に拠点を置き、市内で移動支援を実施している又は実施する予定があること</p> <p>(3)運営及び組織に関する会則、規約等を定めていること</p> <p>※市内在住者が5人以上いれば、全て市内在住者でなくとも補助金申請を可能といたします。</p>	<p>高齢者、障がい者、こどもなど交通弱者を対象に、団体が身近な地域（主に町域内）において行う事業を対象に、任意保険料及び借上料の一部を補助する</p> <p>【補助率】</p> <p>○任意保険料 補助対象経費の2分の1（専用車の場合は10分の10）を補助で軽自動車8万円上限（専用車の場合は16万円上限）、普通自動車13万円上限（専用車の場合は26万円上限）</p> <p>○借上料 補助対象経費の2分の1を補助で軽自動車12万円上限、普通自動車17万円上限</p>	<p>まちづくり推進部 市民協働課 地域交通・交流係 TEL:0220-22-2173</p>	<p>https://www.city.tome.miyagi.jp/shiminkyodo/koukyoukoutsuu/shiminkatsudodantaiidoshien.html</p>